

京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症 等対策条例

(目的)

第1条 本市において、新型コロナウイルス感染症等が万一まん延した場合に、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市内経済に重大な影響を及ぼすとともに、京丹後市観光立市推進条例（平成21年京丹後市条例第18号。以下「観光立市推進条例」という。）を擁し、観光立市の実現を進める上では、観光旅行者の安全で安心な本市への来訪に大きな支障を及ぼすおそれがある。この条例は、このことに鑑み、新型コロナウイルス感染症等のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた万全な措置の徹底・強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等及び同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(2) 観光旅行者 本市を来訪し、又は来訪を企図している観光客、イベント等の参加者その他市外からの旅行者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、観光立市推進条例の用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、国内において新型コロナウイルス感染症等が発生したときは、国及び京都府と密接に連携し、市内における発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な対策を適確かつ迅速に実施する責務を有する。

(市民、観光事業者及び観光関係団体に求められる行動)

第4条 市民、観光事業者及び観光関係団体（以下「市民等」という。）は、新型コロナウイルス感染症等の感染予防に努めるとともに、国及び京都府並びに市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

2 観光事業者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延により生ずる影響を考慮し、

その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 観光関係団体は、前項の措置に関する情報の収集、提供、助言及び調整並びに観光旅行者に対する適切な情報発信を行うよう努めるものとし、その実施にあたっては、前項の規定を準用する。

4 市民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者等及び濃厚接触者並びにその家族、医療従事者その他新型コロナウイルス感染症等に関連する者に対して、感染していること又は感染しているおそれがあること等を理由として、いかなる不当な差別的取扱い又は差別的言動その他の心理的外傷を与える言動をしてはならない。

(観光旅行者に求められる行動)

第5条 観光旅行者は、第1条の目的を適確に達成するため、第3条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(観光事業者以外の事業者求められる行動)

第6条 第4条の規定は、観光事業者以外の全ての事業者について準用する。

(委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。